

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当り、
は、
日、
と
た
る
翌
日)

目次

- ◇告 示 保険医療機関の指定(保険課)
第三十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
(労政・能力開発課)
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- ◇選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇教委規則 鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則(小中学校課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)

告 示

鳥取県告示第五百七十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五―一	平成六年七月一日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	平成六年七月十六日
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	平成六年七月二十日
北尾医院	米子市福市一一七〇―五	平成六年七月二十五日
加藤医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二	平成六年七月二十六日
豊川歯科医院	鳥取市古海七一六―一	平成六年七月三十一日

鳥取県告示第五百八十号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成六年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 推薦する者の資格
- 第三十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十

四号) 第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条の第十二第四項において準用する第十九条の四第一項に規定する者でないこと。

三 推薦手続

1 労働組合は、推薦書(別記様式)を推薦期間内に知事に提出すること。

2 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。

五 推薦期間

平成六年八月二日から同月十二日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 殿

事務所所在地

(電話番号)

労働組合名

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次のものを推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合 の名称及びその地 位	労働者の所属職場 の名称及びその地 位	経 歴	備考

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第五百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年二月二十三日 鳥取県指令受都計三一一第三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市良田字村土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市良田四一八

森本 誠吾

鳥取県告示第五百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年五月十六日 鳥取県指令受米土維第九十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五―二

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第五百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年八月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月二十八日 鳥取県指令受米土維第五百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字中間字坂ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾五三八

尾崎商事株式会社米子工場

工場長 有沢泰政

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成六年八月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 西 尾 義 男

政治団体収支報告書の要旨	
◎政党の支部	
期間 平成3年1月1日～同年12月31日	
政治団体の名称 自由民主党佐治村支部	
報告年月日 平成5年3月26日	
1 収入・支出の総額	320,000円
(1) 収入総額	320,000円
ア 前年繰越金	0円
イ 本年収入額	320,000円
(2) 支出総額	200,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
その他の収入	320,000円
組織対策費	320,000円
計	320,000円
(2) 支出の内訳	
経常経費	18,000円
事務所費	
政治活動費	182,000円
組織活動費	200,000円
計	200,000円

<p>政治団体の名称 自由民主党倉吉市小鴨支部</p> <p>報告年月日 平成5年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 320,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 320,000円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>2 収入の内訳</p> <p>その他の収入</p> <p>組対策費</p> <p>合 計 320,000円</p> <p>政治団体の名称 自由民主党関金町支部</p> <p>報告年月日 平成5年3月31日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 671,106円</p> <p>ア 前年繰越額 266,106円</p> <p>イ 本年収入額 405,000円</p> <p>(2) 支出総額 200,000円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>その他の収入</p> <p>組対策費 405,000円</p> <p>合 計 405,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費 200,000円</p> <p>組織活動費 200,000円</p> <p>合 計 200,000円</p> <p>◎その他の政治団体 期間 平成3年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 松蔭塾鳥取県本部 報告年月日 平成5年3月10日 収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p>	<p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 宇田川弘後援会</p> <p>報告年月日 平成5年3月26日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 さとう正夫後援会</p> <p>報告年月日 平成5年3月26日</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 20,000円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 20,000円</p> <p>(2) 支出総額 16,480円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>寄附(内訳別掲)</p> <p>個人からの寄附 20,000円</p> <p>合 計 20,000円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>個人からの寄附</p> <p>その他 20,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費</p> <p>宣伝事業費 16,480円</p> <p>合 計 16,480円</p> <p>政治団体の名称 青木俊一後援会</p> <p>報告年月日 平成5年3月30日</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 45,746円</p> <p>(1) 前年繰越額 45,746円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p>
--	--

教育委員会規則

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年八月二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害児就学指導委員会規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に任命されている委員の任期は、改正後の鳥取県心身障害児就学指導委員会規則第四条の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第九号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年八月二日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	メモリーゴージャンド	奥村遊機株式会社
〃	メモリーゴージャンド2	〃
〃	ドリーム・チャンピオン	〃
〃	チャンスローラー2	〃
〃	スーパーイーグル	豊丸産業株式会社
〃	CRスーパーイーグル	〃
アレンジボール遊技機	ギョウラクシー	株式会社藤商事

公 告

平成6年7月29日に実施した平成6年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成6年8月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

福 永 和 男 武 田 俊 中 尾 大
高 田 誠 森 本 晃 敬 林 茂 樹